

はじめに

1 計画の目的と期間

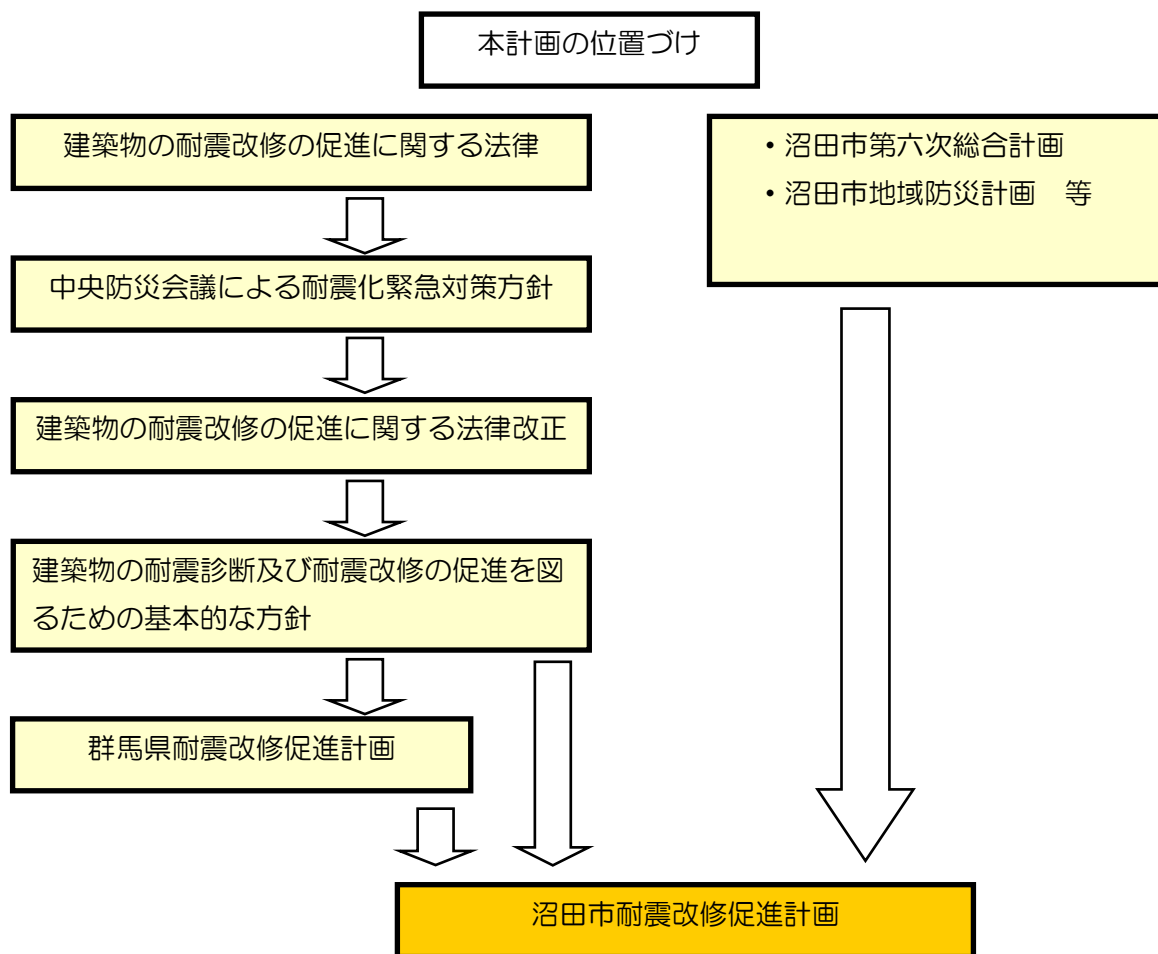
沼田市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守るため、市内の既存建築物において、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、また、住宅の倒壊による圧死等を防ぐために、住宅の部分的な補強による減災化を促進することを目的として策定するものです。

本計画では、市の上位計画である、沼田市第六次総合計画の最終年度に合わせ、その期間を令和3年度から令和8年度までの6か年を計画期間とし、目標値の設定や耐震化に向けた取組みを行ないます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定します。

また、沼田市における他の計画（「沼田市第六次総合計画」「沼田市地域防災計画」等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。



なお、本計画は、社会情勢の変化や上位計画の見直し等を踏まえながら、適宜見直しを行うものとします。

◎沼田市第六次総合計画

平成29年度から令和8年度までの10か年を計画期間として、沼田市のまちづくりの基本となる「沼田市民憲章」と「森林文化都市宣言」の理念を引き継ぎ、市民が快適で安全な暮らしを営むことができる持続可能な市政運営を目指す基本方針とし、平成29年3月に策定しています。

基本計画の「自然環境・生活環境」において「防災まちづくりの推進」を基本施策に位置づけ、建築物の耐震診断や耐震改修を推進することとしています。

◎沼田市地域防災計画

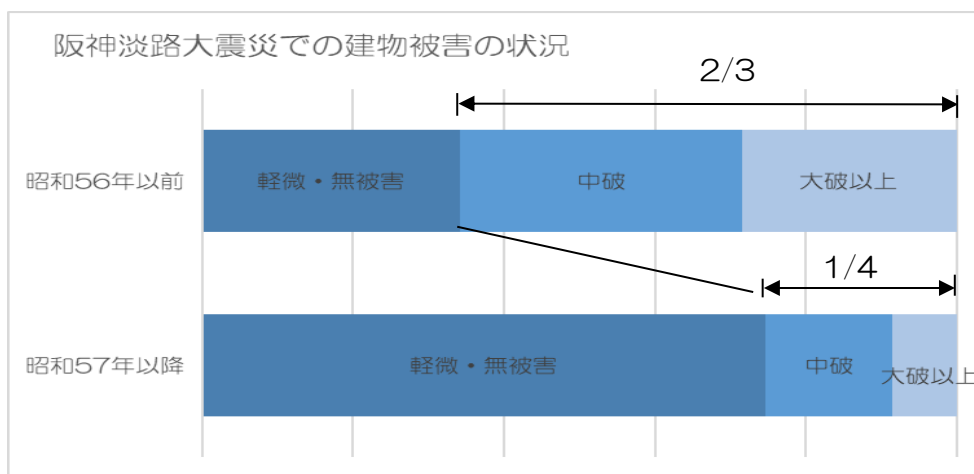
令和2年度に修正されました。この中で「地震災害応急対策計画」も策定しており、震災に対する知識、訓練、予防、避難場所、安全確保等について具体的に定めています。

3 耐震化の必要性

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の尊い人命が奪われました。

阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

建物の被害を見ると、耐震基準が改正された昭和56年以前に建築されたものの約2/3が損壊の被害に合い、昭和57年以降に建築されたものは約1/4であったことがわかっています。



その後、平成16年10月には新潟県中越地震、平成19年3月には能登半島地震、平成19年7月には新潟県中越沖地震が発生しました。

また、平成23年3月には、東日本大震災が発生し、津波による未曾有の被害が拡大するとともに、緊急輸送道路の機能確保や非構造部材の耐震化が防災上の課題となりました。

さらに、平成 28 年の熊本地震では、震度 7 の地震が 2 度にわたり発生し、多くの建物に被害をもたらし、その中には、新耐震基準の木造建築物にも一定の被害がありました。平成 30 年には、大阪府北部地震が発生し、ブロック塀の倒壊により、小学生の尊い命が奪われました。

この教訓を踏まえ、地震による人的・経済的被害を少なくするため、建築物の耐震化を図ることが有効であり、重要となります。

国においても中央防災会議※において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、建築物の耐震改修については、「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成 17 年 3 月）においては、10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減することを目標としており、これらの課題や目標の達成のためには、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられています。

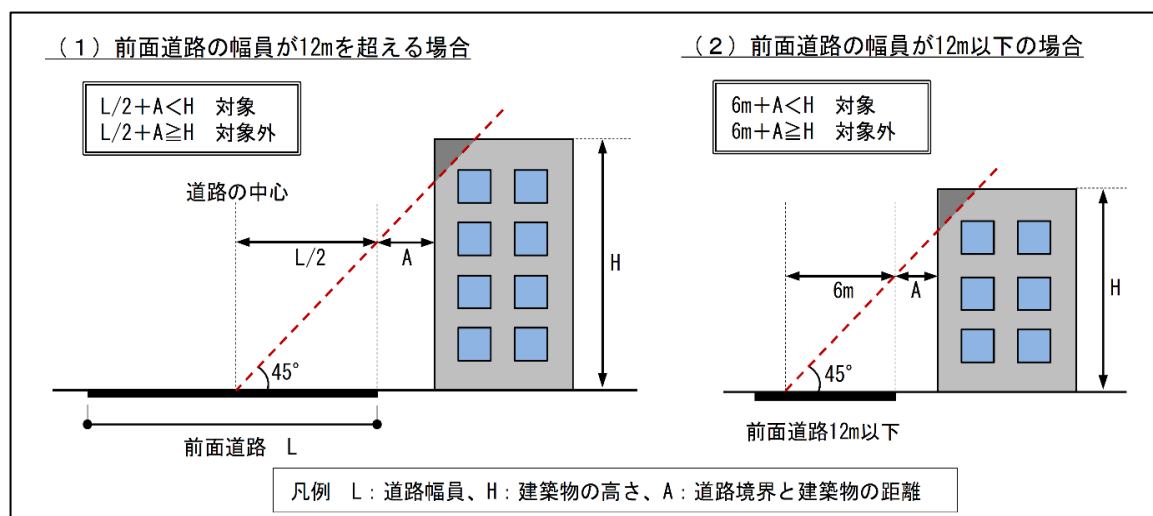
こうしたことから、地震防災推進会議※の提言を踏まえ、平成 17 年 11 月 7 日、国において耐震改修促進法の改正が行われました。

この改正を踏まえ、平成 19 年度に沼田市耐震改修促進計画を策定しました。

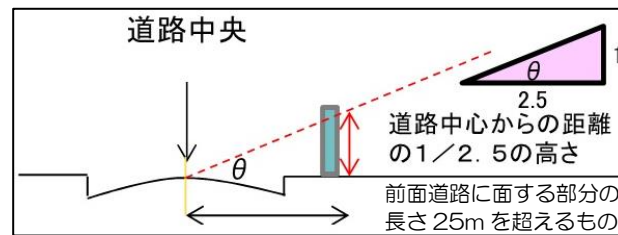
また、平成 27 年度に、住宅・建築物の耐震化率を 90% とする政府目標に対して、現況の耐震化の進捗が遅く、南海トラフ巨大地震や首都直下地震への対応の切迫性が指摘される中、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成 25 年 11 月、耐震改修促進法の更なる改正が行われました。

この改正で、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付けなどの耐震化促進のための制度の強化や、耐震改修計画の認定基準の緩和など建築物の耐震化の円滑な促進策が設けられました。さらに、平成 30 年度の政令改正により、耐震診断が義務付けられる、避難路※に接する通行障害建築物※（以下「避難路沿道建築物」という。）にブロック塀等が追加されました。

通行障害建築物



避難路沿道建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等



※中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成、推進、重要事項の審議などを行っている。

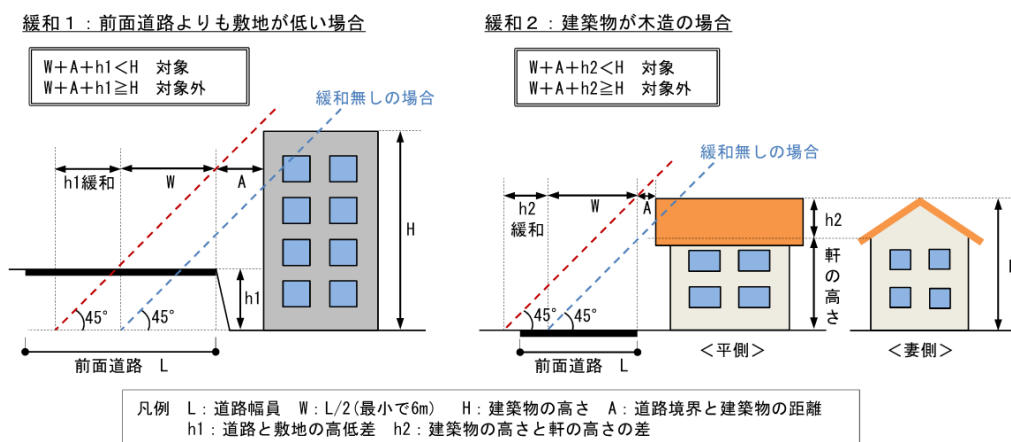
※地震防災推進会議：国土交通大臣を会長とし、耐震化の目標設定・目標達成などについて検討する。

※避難路：都道府県又は市町村の計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路として指定したもの

※通行障害建築物：避難路に接する建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2、前面道路幅員が 12m 以下の場合は、6m）を加えたものを超える建築物。

群馬県の通行障害建築物の要件の緩和

令和2年度に群馬県において、群馬県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）で指定されている避難路沿道建築物の要件緩和が設けられました。



4 対象とする建築物

本計画では、耐震化を図るべき建築物として、次の施設のうち耐震性能を有しない建築物を対象にします。

なお、対象地域は計画の目的に沿って、沼田市全域とします。

- 1) 住宅
- 2) 特定建築物
 - ア) 特定既存耐震不適格建築物

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（耐震改修促進法第 14 条第 1 号）
（参考資料 別表- 1 参照）
- 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定以上の危険物を扱う建築物
（耐震改修促進法第 14 条第 2 号）
- 避難路沿道建築物（耐震改修促進法第 14 条第 3 号）

イ) 要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第 3 条）

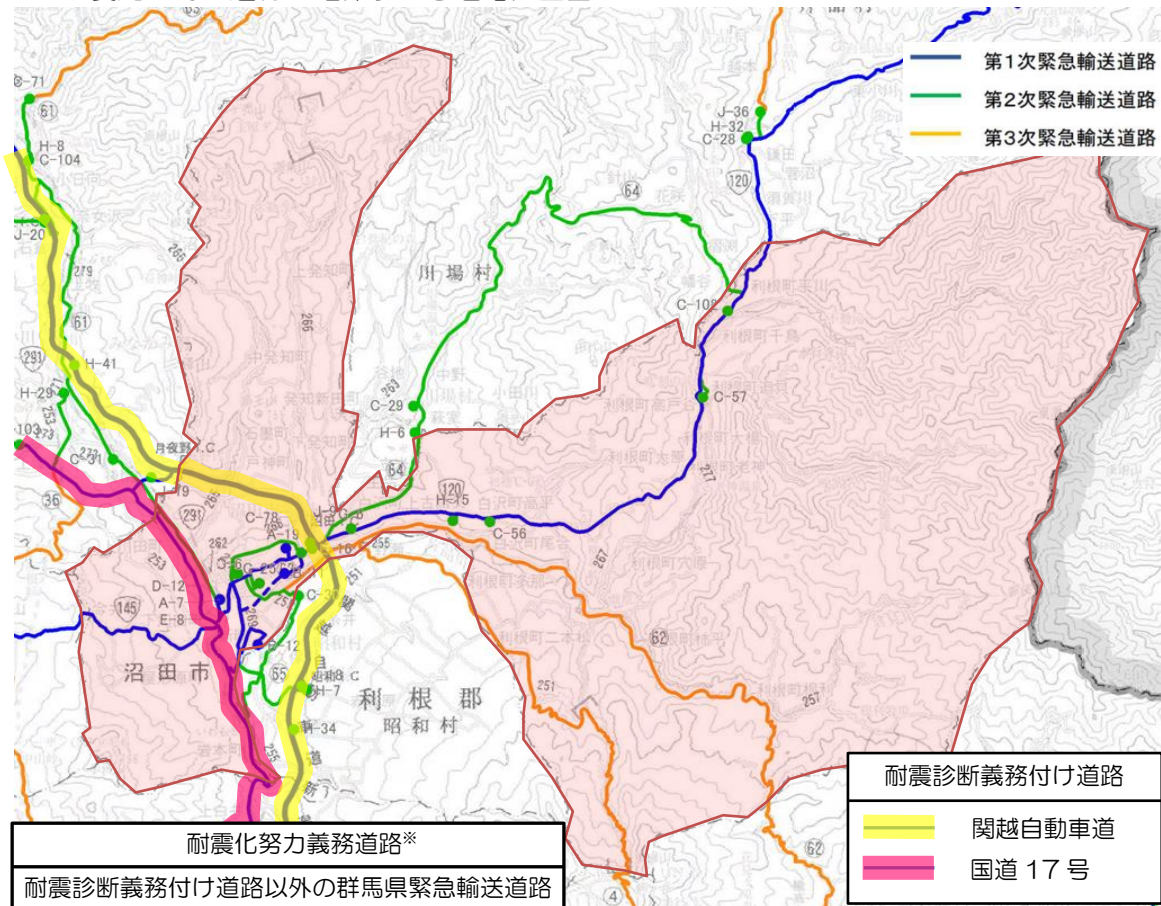
- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

ウ) 要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第 7 条）

- 県又は市町村が指定する避難路に接する通行障害建築物
- 県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

なお、上記、イ)とウ)については、耐震診断義務付け対象建築物となります。

◎地震発生時に通行を確保すべき道路位置図



（群馬県緊急輸送道路ネットワーク図抜粋）

※耐震化努力義務道路：県計画で耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号の規定に基づき指定した避難路

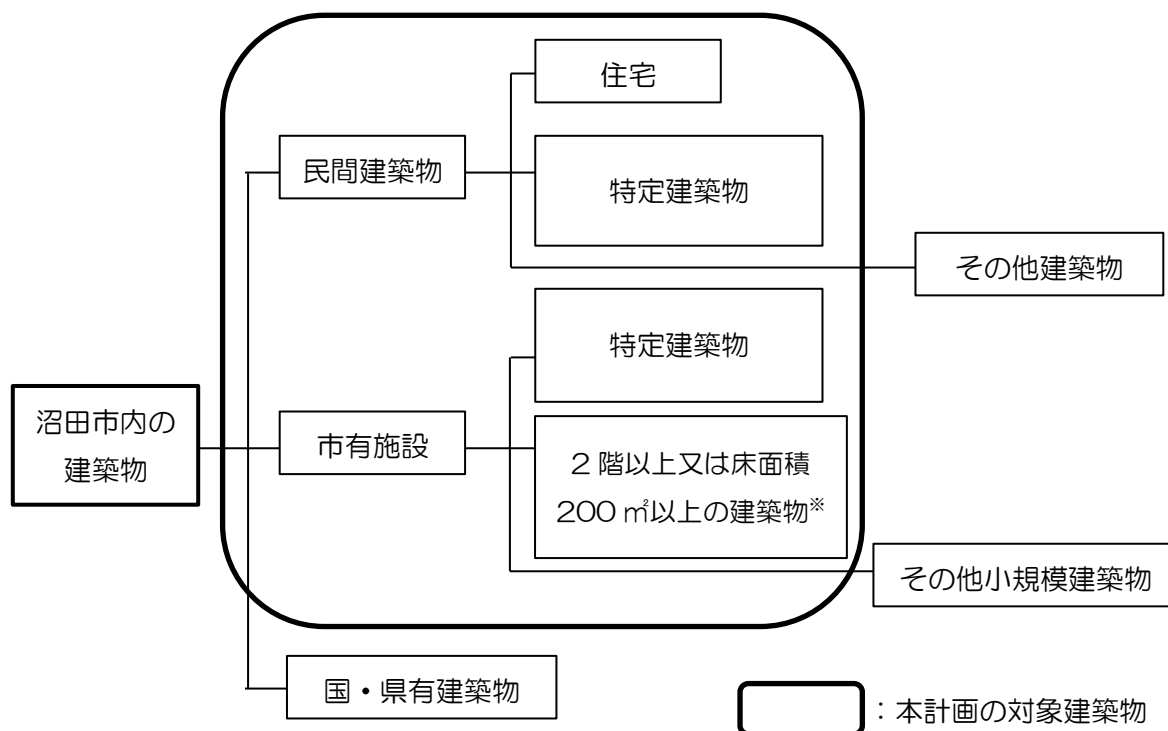
令和 2 年度に県計画で耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号に基づく道路（以下、「耐震診断義務付け道路」という。）を指定しました。

3) 市有施設（公共建築物）

地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組みます。

なお、本計画では沼田市所有の2階以上又は床面積200㎡以上の建築物を対象とします。ただし、沼田市地域防災計画において避難施設に指定されている施設及び集会場、消防団詰所はすべて対象とします。

◎本計画の対象建築物



※沼田市地域防災計画において避難施設に指定されている施設及び集会場、消防団詰所はすべて対象とします。

国・県有建築物は、国の基本方針、県計画において計画されているため、本計画では対象外とします。